

伊仙町「地域公社」設立に向けた可能性調査支援業務 公募型プロポーザル実施要領

1 背景及び目的

伊仙町は鹿児島県の奄美群島の徳之島南部に位置し、奄美群島国立公園の一部であり、奄美十景のひとつにも選ばれている犬田布岬など美しい景観をもつ海岸線や自然に恵まれている。基幹産業はサトウキビ、バレイショ、果樹（マンゴー等）を中心とした農業や黒毛和牛子牛の畜産などの一次産業となる。「健康・長寿と子宝の町」として知られている伊仙町は、厚生労働省の人口動態に関する平成 15 年から平成 24 年までの統計において、合計特殊出生率で全国一位となり、その後も上位に位置している。全国で少子高齢化が深刻化する中、伊仙町の今後の地方創生に多くの注目が集まっている状況にある。高い合計特殊出生率を維持している伊仙町においても、人口減少と高齢化の進行は深刻な課題となっており、人材不足、担い手不足の影響により、基幹産業の弱体化や、買物、福祉、交通といった日常生活に不可欠なサービス、インフラの維持が今後さらに困難となる状況が懸念されている。

そうした状況の中、近年では各地で官民連携による「地域公社」という地域内外を問わず多様な人材を繋ぎ、連携、協働することで地域課題の解決や、地域経済の牽引役として地域を支える役割を担う取り組みが注目されている。

本事業では、「地域公社」設立に向けた可能性調査を進めるとともに、地域公社の目的、理念、ミッションを整理し、目標や事業計画等をまとめた「地域公社基本構想」の策定及び、設立に向けた具体的な行動計画や手順を示した「アクションプラン」の策定を行なうことを目的とする。

本業務の実施に当たり、業務遂行に関する知見、技術、経験等を見極め、本業務を委託するのに最も適した事業者（以下「受託候補者」という。）を選定するため、公募型プロポーザル方式で募集する。

2 委託業務の概要

（1）業務名

伊仙町「地域公社」設立に向けた可能性調査支援業務

（2）業務内容

別紙「伊仙町「地域公社」設立に向けた可能性調査支援業務仕様書」（以下「仕様書」という。）に定めるものとする。なお、契約に際しては、業務の詳細について伊仙町及び受託事業者の双方で確認を行う。

（3）業務の委託期間

契約日から令和 8 年 3 月 3 1 日（火）まで

（4）契約上限金額

3 5,0 0 0,0 0 0 円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 参加資格等

(1) 参加資格

本プロポーザルの参加資格は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- ア 過去5年以内に、地方公共団体において実施した同種事業、または鹿児島県内の島嶼部にて地域課題解決に資する事業を元請として遂行した実績を有すること。
- イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないものであること。
- ウ 参加表明書（様式第1号）の提出期限の日において、伊仙町から指名停止措置を受けていないこと。
- エ 法人税、地方税その他租税公課を滞納していないこと。
- オ 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規程に基づく手続きをしていないこと。
- カ 参加しようとする法人及びその役員並びに個人が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団及び暴力団員並びにそれらの利益となる活動を行う団体及び個人でないこと。
- キ 鹿児島県内に本社または支社、営業所等を有していること。
- ク 伊仙町に指名願いを出していること。

(2) 費用負担

プロポーザル参加に関する必要な経費は、参加者の負担とする。

(3) 複数提案の禁止

提案は一参加者につき、一案のみとする。

(4) 配布資料（伊仙町ホームページからダウンロードすること。）

- ① 公募型プロポーザル実施要領
- ② 仕様書
- ③ 様式第1～2号（質問書、参加表明書）

4 担当窓口

伊仙町役場未来創生課

〒891-8201

鹿児島県大島郡伊仙町伊仙 1842

電話：0997-86-3112 メール isencho@po.synapse.ne.jp

5 想定スケジュール

- (1) 実施要領等の公表 令和 7 年 7 月 25 日
- (2) 質問の受付締切 令和 7 年 8 月 1 日
- (3) 質問に対する最終回答 令和 7 年 8 月 5 日
- (4) 参加表明書提出期限 令和 7 年 8 月 12 日
- (5) 参加資格審査結果の通知 令和 7 年 8 月 15 日
- (6) 提案書、見積書提出締切 令和 7 年 8 月 27 日
- (7) プロポーザル等審査 令和 7 年 9 月 2 日(予定)
- (8) 最終審査結果の通知 令和 7 年 9 月 4 日(予定)
- (9) 契約締結 令和 7 年 9 月 12 日(予定)

※(7)のスケジュールにより(8)(9)の前倒しをする場合がある。

※事前説明会は実施しない。

※「プロポーザル等審査」の日程詳細は、参加表明者に後日連絡する。

6 質問の提出及び回答

- (1) 質問書の提出
 - (ア) 提出期限 令和7年 8月 1 日 午後 5 時
 - (イ) 提出書類 質問書(様式1)
 - (ウ) 提出方法 電子メールにて送付すること
(電子メールの件名は「地域公社設立業務質問書」とすること。)
- (2) 質問への回答
 - (ア) 回答日 令和 7 年 8 月 5 日 午後 5 時
 - (イ) 回答方法 伊仙町ホームページ上で公開

7 参加表明書の提出

- (1) 提出期限
 - 令和 7 年 8 月 12 日 午後 5 時(電子データ)
 - 令和 7 年 8 月 14 日 午後 5 時(参加表明書の原本)
- (2) 提出書類
 - (ア) 参加表明書(様式2)
 - (イ) 会社概要(任意様式)
- (3) 提出物について
 - (ア) 参加表明書(様式2)

様式 2 に記名と代表者印を押印し提出すること。

(イ) 会社概要 (任意様式)

会社概要を任意様式にて提出すること。(既存のパンフレットでも構わない)

(4) 提出方法

(ア) 参加表明書 (様式 2) については、郵送すること。

また、(イ) の電子データ及び (ア) をスキャンし電子データとしたものを電子メールまたはファイル転送サービスで提出すること。

※電子データのファイル形式は、Microsoft Office 又は Acrobat Reader で参照可能なものとする。

(5) 参加資格審査結果の通知

令和 7 年 8 月 15 日午後 5 時までに審査結果を電子メールで通知する。

参加資格審査結果通知時に、時間等について通知する。また日時の変更等あった場合は合わせて通知を行う。

8 提案書 (プロポーザル等審査書類) の提出

(1) 提出期限

令和 7 年 8 月 27 日 午後 5 時 (電子データ)

令和 7 年 8 月 29 日 午後 5 時 (紙媒体郵送)

(2) 提出書類

(ア) 企画提案書 電子データで及び紙媒体 8 部を提出すること

(イ) 見積書 押印したものを 8 部郵送し、あわせて電子データでも提出すること

※電子データのファイル形式は、Microsoft Office 又は Acrobat Reader で参照可能なものとする。

(3) 提出物について

(ア) 提案書

企画提案書は、仕様書に基づき下記の項目について、記載すべき事項内容に基づいて作成すること。なお、既存の資料で記載すべき事項を満たす場合は、新たに作成する必要はなく、既存資料を提出すること。(不足する項目があれば、別途資料を付すこと)

企画提案書のサイズは、日本工業規格 A4 横型 (一部 A3 版資料折込使用可) とし、任意書式にて作成すること。

また、PC 画面でも見やすいようにすること。

(ア) 基本的な方針、手法、スケジュール

(イ) 提案者の強みやノウハウ

(ウ) その他独自に提案したいこと

9 企画提案の特定に関する事項

審査は、提出された企画提案書及びプレゼンテーションに基づき、伊仙町が設置する審査委員会において行う。審査委員会は非公開とし、選考の経過等に関する問い合わせには一切応じない。

提案内容について、プレゼンテーションを行う。

日程：令和 7 年 9 月 2 日(予定)

プレゼンテーション等審査の実施方式：伊仙町役場庁舎内で対面方式にて行う。天候等踏まえて WEB 会議サービスを利用する可能性もある。

所要時間：30 分（20 分以内のプレゼンテーション及び 10 分以内の質疑応答）

出席者数：3 名まで

提案者は、他の提案者のプレゼンテーションを傍聴することはできない。

（１）評価基準と受託候補者の特定

ア．評価基準

評価基準及び配点は、別表のとおりとする。

イ．受託候補者の特定審査委員会において評価基準に基づき評価点を算出し、最も高い評価合計点を獲得した提案者を受託候補者とし、合わせて、評価合計点の順位に基づき次点者を特定する。

最も高い評価合計点の提案者が複数ある場合は、審査委員会の協議により候補者の順位付けを行う。

（２）審査結果の通知 審査結果は全ての企画提案者に対して個別に通知する。

10 契約締結

受託候補者の決定後、提案内容に基づき契約条件等について受託候補者と協議の上、契約を締結するものとする。

なお、受託候補者と協議が調わない場合や受託候補者が後述 10．失格要件に該当する場合には、受託候補者との契約は締結せず、次点者を繰り上げ、改めて協議の上、契約を締結するものとする。

11 失格要件

次の事項に該当していることが判明した場合、その参加者を失格とする。なお、審査項目のいずれかにおいて著しく「不適」と判断された提案は、評点の如何にかかわらず失格とする場合がある。

- （１）提出期限までに必要書類の提出がなかったもの。
- （２）提出書類に不備、又は虚偽の記載があったもの。
- （３）見積書の金額が、契約上限金額を超過したもの。

- (4) 提出された書類の提出期限後に見積書の金額訂正を行ったもの。
- (5) 審査の公平性に影響を与える行為を行った場合。
- (6) その他、本業務の遂行にふさわしくないと認められた場合。

12 その他

- (1) 当該プロポーザルに係る費用は、全て参加表明者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書等は返却しない。
- (3) 提出された企画提案書の著作権は、参加者に帰属する。ただし、事務局がこのプロポーザル審査その他本業務実施のために必要な範囲で、企画提案書が無償で複製し、使用することができるものとする。
- (4) 提出期限以降における書類の差替え及び再提出は認めない。
- (5) 選定結果について、異議申し立ては一切受け付けない。
- (6) 提出書類は、公平性、透明性及び客観性を期するため公表することがある。
- (7) このプロポーザルは、受託候補者の選定を目的とするものであり、契約内容について必ずしも提案内容に沿うものではない。
- (8) 委託料の支払いは、完了払とし、前金払及び概算払の請求には応じない。
- (9) 企画提案書等の提出後に辞退する場合は、審査（プレゼンテーション）の実施日の前日までに辞退届（任意）を提出すること。

(別表) 評価基準

評価基準及び観点	評価点
企業・技術者等の実績・能力 ・企業・技術者等としての類似業務の実績 経験(5) ・配置予定技術者の知識、経験及び能力 (5)	10
業務の実施計画 ・業務の特性、目的及び内容の理解度(5) ・業務実施手順の妥当性(5)	20
企画提案内容 ・本町の実情に関する精通度(10) ・現状調査・課題分析の整理(10) ・地域公社で担う事業の可能性調査(10) ・地域公社プレイヤーの可能性調査(10) ・「地域公社基本構想」及び「アクション プラン」の策定(10) ・地域公社の実現に向けての提案(10)	60
その他 ・企画提案書とプレゼンテーションの整 合性とわかりやすさ(5) ・業務に対する意欲・姿勢、質疑応答の適 切・迅速・柔軟性(5) ・見積内容・見積金額の妥当性(参考)	10
合計	100